平成２３年（フ）第１１９号
東京都町田市山崎町1050番地２第３七国荘201
債務者　平本　政明
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
東京都狛江市岩戸南１丁目４番17―217号
債務者　澤田　亜紀
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
静岡県焼津市塩津92番地の２　リンピアⅡＡ号棟102号室、旧住所静岡県焼津市大住290番地の１　リザーブM105
債務者　中村　秀則
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０号
静岡市清水区有東坂２丁目330番地の１
債務者　柴田　啓吾
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３号
静岡市葵区新間942番地の５
債務者　奥山　信幸
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０５号
大阪府枚方市三栗２丁目10番７―1101号
債務者　小寺　博之
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０３号
大阪府八尾市青山町３丁目７番５―207号
債務者　戸田　　明
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２号
大阪府八尾市福万寺町２丁目17番地の10
債務者　松上　智英
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６４７号
千葉県松戸市金ケ作358―28
債務者　草間　恭子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２５５８号
福岡市中央区天神１丁目15番５号
破産者　株式会社リンクネッツ
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２２号
愛知県北名古屋市鹿田1929番地
破産者　鬼頭産業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６３号
愛知県北名古屋市鹿田184番地２
破産者　有限会社フジ企画
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５９号
仙台市青葉区川平５丁目７番27号
破産者　有限会社サチュー建材
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
福島県会津若松市町北町大字藤室字藤室南118番地１
破産者　テイー・エム・エス・リナ企画有限会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成１９年（フ）第１２６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4551番地４
破産者　ＥＳ技研有限会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３１０９号
神奈川県海老名市中新田１丁目18番37号
破産者　有限会社齋藤企画
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０号
新潟県燕市新栄町21番地
破産者　金子　勝敏
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部